

御殿場市新たな観光振興財源検討委員会設置条例

(設置)

第1条 本市の新たな観光振興財源について検討するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、御殿場市新たな観光振興財源検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本市の観光振興を図るための新たな財源に関することその他市長が必要と認める事項を調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する。

- (1) 観光業に携わる者
- (2) 観光関係団体に属する者
- (3) 経済関係団体に属する者
- (4) 知識と経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が前条第2項第1号から第3号までの職を離れたときは、同時にその委員の職を失う。

(守秘義務)

第5条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、議により公開しないことができる。

（関係人の出席）

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、期日及び場所を定めて当事者、関係行政機関の職員その他の関係者又はこれらの者の代理人の出席を求め、必要な資料の提供又は説明を求めることができる。

（会議録）

第9条 議長は、会議録を作成して、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

2 会議録には、議長及び出席委員2人以上が署名しなければならない。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（招集の特例）

2 この条例の施行後最初に招集される会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

（御殿場市特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部改正）

3 御殿場市特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例（昭和31年御殿場市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第2項中「図書館協議会」の次に「、新たな観光振興財源検討委員会」を加える。